

◇ 13:30~14:00 ◇

「愛知県労働委員会のあっせん制度について」

解雇理由が納得できない。一方的に給料をカットされた。事業所再編に伴う配転に応じてくれない。このような労使間トラブルに関して、労働委員会が解決のお手伝いをする「あっせん制度」について、事例を交えてご説明します。

講師：愛知県労働委員会事務局 職員

◇ 14:00~16:00 ◇

「トラブルにならないための就業規則」

就業規則とは労働条件、あるいは従業員として守らなければならない職場の規律等を定めたもので、労働契約の内容となるものです。

使用者には従業員に対する周知義務があり、従業員が随時確認できるような状態にしておかなければなりません。

就業規則の規定があいまいであったり、あるいは法律の改正に対応していなかったりすることで、労使間でトラブルになるケースがまま見られます。

そのため、今回は「トラブルにならないための就業規則」と題し、労働講座を開催します。たくさんの皆様のご参加をお待ちしております。



講師：社会保険労務士

宮田 雅史 氏

※ 講義後には、わからないことや聞いてみたいことを、講師の宮田氏にお尋ねすることができます。

日時 平成27年10月6日(火)

13:30~16:00

会場 安城市文化センター 3階 大会議室

(安城市桜町 17-11)

受講料無料
定員50名
(先着順)

○対象者 中小企業の人事・労務担当者、労働組合関係者、一般勤労者
その他受講希望者

○申込方法 裏面をご覧ください。○申込締切 平成27年9月30日(水)

主催 愛知県(西三河県民事務所) 安城市

(裏面に続きます。)

申込方法

下段の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、愛知県西三河県民事務所産業労働課または安城市産業振興部商工課のいずれか一方あてに、**FAX**又は**郵送**でお申し込みください。

FAXの場合は切り取らずにそのまま送信してください。

なお、下記Eメールでも受け付けています。

○ 愛知県西三河県民事務所産業労働課

◆ FAX番号 ⇒ **0564-23-4653**

◆ E-mail ⇒ nishimikawa@pref.aichi.lg.jp
(件名に「労働講座申込み(安城)」と記載してください。)

◆ 郵送 ⇒ 愛知県西三河県民事務所 産業労働課(産業労働・山村振興 G)
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4

○ 安城市産業振興部商工課工業労政係

◆ FAX番号 ⇒ **0566-76-0066**

◆ E-mail ⇒ shoko@city.anjo.aichi.jp
(件名に「労働講座申込み(安城)」と記載してください。)

◆ 郵送 ⇒ 安城市産業振興部商工課工業労政係
〒446-8501 安城市桜町 18-23

安城市文化センター 案内図



・JR 安城駅から徒歩約10分です。

・なるべく公共交通機関でお越しください。

問い合わせ先：愛知県西三河県民事務所 産業労働課 電話：0564-27-2782
安城市産業振興部商工課工業労政係 電話0566-71-2235

※ ご記入いただきました個人情報、当講座の運営管理及び当事務所主催の労働講座、セミナー等のご案内以外の目的には使用しません。

(安 城)

労働講座【10月6日(火)】受講申込書 (FAXの場合は切り取らずにそのまま送信してください。)

※受講票は発行いたしませんので、特に連絡がない限り、そのまま会場にお越しください。

事業所 団体名			電話	()	—
			FAX	()	—
住 所	(〒 —)				
受講者	氏 名	所属・役職名	性 別	労使別	E-mail
			男・女	労・使・他	
			男・女	労・使・他	
講師への質問					